

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和7年1月23日
担 当 課	公園緑地課

契約業者名・住所	株式会社 協和コンサルタンツ 千葉営業所 所長 太田 一秀 千葉県千葉市稲毛区緑町1丁目26番6号
工事等の名称	(仮称) 新松戸駅東側街区公園設計業務委託 (その2)
工事等の場所	松戸市幸谷
種 別	測量・コンサルタント部門の「建築：建築一般」
工事等期間	令和7年1月28日から令和7年3月26日
契約金額	957,000円
工事等の概要	公園トイレ設計業務 一式
随意契約の理由	令和7年度に公園整備工事を予定している(仮称)新松戸駅東側街区公園について、今年度、実施している「(仮称)新松戸駅東側街区公園設計業務委託」としてワークショップを開催した結果、当初、整備を予定していなかった公園内へのトイレ設置の整備計画が急遽決定し、来年度に公園整備工事を円滑に進めるため、今年度中に建築基準法に基づく計画通知の書類手続きまで完了させておく必要がある。 この条件を満足させるためには、今年度に(仮称)新松戸駅東側街区公園設計業務委託を受託しており、当該事業を熟知し、新たに調査を実施することなく建築物設計に必要な基本的情報を簡単に把握し活用しながら円滑に建築物の設計業務を進めることができる総合コンサルタントである、株式会社協和コンサルタンツに委託するのが、設計業務における効率性の面から適当である。このことから、建築設計業務における効率性はもとより契約にかかる事務期間の短縮を図ることで委託期間の短縮に繋がることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を採用するものです。

